

# 令和4年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時20分

## ○招 集 年 月 日

令和4年9月26日（月曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 議

令和4年9月28日（水曜日） 午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	8番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	7番	山本 正行
〃	9番	岸本 好且
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	白川 栄美子
〃	17番	寺田 進
〃	18番	伊藤 正明

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	中 島 豊
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	橋 端 良 平
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	小 黒 雅 文
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ く り 計 画 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 ( 併 ) 会 計 課 長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

の確保と教育予算の確保・拡充を求  
める要望意見書

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広  
主 幹 枝 村 潤  
書 記 山 内 千 洋

第14 意見案第5号 世界平和統一家庭連  
合(旧統一教会)の霊感商法など  
による被害者を救済するとともに、政  
治との癒着を究明することを求める  
要望意見書

第15 閉会中の継続審査調査申出について

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 3号 余市町職員の育児休  
業等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 第 2 議案第 4号 余市町手数料徴収条  
例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 5号 余市町公共下水道設  
置条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 6号 余市町過疎地域持続  
的発展市町村計画の変更について
- 第 5 議案第 7号 令和3年度余市町水  
道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について
- 第 6 議案第 8号 調停申立てについて
- 第 7 議案第 9号 令和4年度余市町一  
般会計補正予算(第3号)
- 第 8 議案第10号 余市町副町長の選任  
につき同意を求めることについて
- 第 9 認定第 1号 令和3年度余市町水  
道事業会計決算認定について
- 第10 意見案第1号 国土強靱化に資する  
社会資本整備等に関する要望意見書
- 第11 意見案第2号 女性デジタル人材育  
成を強力に推進するための支援を求  
める要望意見書
- 第12 意見案第3号 地方の農地の保全と  
活用のための支援拡充を求める要望  
意見書
- 第13 意見案第4号 義務教育の機会均等

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余  
市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、樋口下水道課長は自宅待機のため欠席の  
旨届出があり、これを許可したことをご報告申し  
上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開  
催されましたので、その結果について委員長から  
の報告を求めます。

○16番(白川栄美子君) 昨日委員会室におきま  
して議会運営委員会が開催されましたので、その  
審議経過並びに結果につきまして私からご報告申  
し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山  
副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席があ  
りましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加  
案件についてであります。新たに追加されました  
案件は、議案3件、意見案5件、閉会中の継続審  
査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各  
位のお手元に日程表が配付されておりますので、  
省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第6、議案第8号 調停申立てについて、  
日程第7、議案第9号 令和4年度余市町一般会  
計補正予算（第3号）、以上2件につきましては、  
それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即  
決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第10号 余市町副町長の選任に  
つき同意を求めることについてにつきましては、  
即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、意見案第1号 国土強靱化に資する  
社会資本整備等に関する要望意見書ないし日程第  
14、意見案第5号 世界平和統一家庭連合（旧統一  
教会）の霊感商法などによる被害者を救済する  
とともに、政治との癒着を究明することを求める  
要望意見書までの意見案5件につきましては、議  
員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議  
いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第2号につ  
きましては、一括上程の上、ご審議いただくこと  
に決しました。

日程第15、閉会中の継続審査調査申出について  
であります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告  
といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりま  
した。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告あり  
ましたとおり、議案3件、意見案5件、閉会中の  
継続審査調査申出についてを本日の日程に追加  
し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案3件、意見案5件、閉会中の継続  
審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議  
題とすることにご決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表  
のとおりであります。

---

○議長（中井寿夫君） なお、昨日行われました  
一般質問において白川議員より一部発言を取り消  
したい旨会議規則第63条の規定により申出があり  
ました。

したがいまして、白川議員の発言を認めます。

○16番（白川栄美子君） 昨日の私の一般質問で  
3回目の質問において私たち議会も率先して以下  
の発言を取消しさせていただきたく、議長におい  
てよろしくお取り計らいいただきますようお願い  
申し上げます。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

発言の取消しについて許可することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発言の取消しについては許可すること  
に決しました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第3号 余  
市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されま  
した議案第3号 余市町職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例案につきまして、そ  
の提案理由のご説明を申し上げます。

本町職員の育児休業等に関しましては、他団体  
との均衡なども考慮しながら国家公務員に準じ措  
置することを基本としておりますが、人事院規則  
の改正により育児休業を原則2回まで取得可能と  
するなどの取得回数制限の緩和や子の出産後57日  
間以内の育児休業の請求期限の短縮、非常勤職員  
の育児休業取得要件の緩和や子の1歳以降の育児  
休業の取得の柔軟化など育児休業、育児参加のた  
めの休暇がより柔軟に取得できるよう措置された  
ことから、余市町職員の育児休業等に関する条例

につきましても国家公務員に準じ所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町職員の育児休業等に関する条例（平成4年余市町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。」（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当

該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときには、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）

において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

（2） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合

（3） 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため

に特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新」を「ものが当該任期を更新」に、「満了後に引き続き採用されることに伴い当該任期」を「満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする

第9条の第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

以上、議案第3号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長(庄木淳一君) ただいま上程されました議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町は、限定特定行政庁として木造2階建て住宅等の小規模建築物に関する建築確認事務を取り扱っていることから、長期優良住宅建築等計画の認定及び低炭素建築物新築等計画の認定についても町が認定に係る事務を行っております。

令和3年5月28日、法律第48号として住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及に関する法律等の一部を改正する法

律が公布され、第1弾施行として令和4年2月20日から施行されており、このたび完全施行となる第2弾施行として令和3年11月25日、政令第315号にて令和4年10月1日から施行することとなりましたことから、認定等に係る手数料を徴収すべく条例を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例(平成12年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の36の項の次に次のように加える。

36の2、長期優良住宅維持保全計画の認定申請、1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(1)、住宅の戸数(長期使用構造等確認を受けた場合)、ア、1戸のもの2万円、イ、2戸以上5戸以内のもの3万6,000円、ウ、6戸以上のも5万9,000円。(2)、住宅の戸数(長期使用構造等確認を受けていない場合)、ア、1戸のもの7万3,000円、イ、2戸以上5戸以内のもの17万2,000円、ウ、6戸以上のも27万4,000円。

別表の37の項の次に次のように加える。

37の2、長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請、1戸につき、(1)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通

省令第3号)第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合800円。(2)、その他の場合、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ア、住宅の戸数(長期使用構造等確認を受けた場合等)、(ア)、1戸のもの1万5,000円、(イ)、2戸以上5戸以内のもの2万8,000円、(ウ)、6戸以上のもの4万7,000円。イ、住宅の戸数(ア以外の場合)、(ア)、1戸のもの4万2,000円、(イ)、2戸以上5戸以内のもの9万6,000円、(ウ)、6戸以上のもの15万4,000円。

別表の39の項中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に改める。

#### 附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

以上、議案第4号につきましてご説明申しあげましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第5号 余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道部長(千葉雅樹君) ただいま上程されました議案第5号 余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案の改正内容といたしまして、公共下水道事業の全体計画につきましては、雨水の排除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的とし、さらには長期的な人口の増加、減少の見込みや財政収支の見込み等を勘案するなど、総合的な見地から計画区域等を設定することとされ、本町におきましては昭和55年度に全体計画を作成し、その後平成4年度、平成13年度、平成22年度、平成27年度、平成28年度と5回の全体計画の変更を行ってきたところでございます。令和3年度末に全体計画の計画期間を迎えたことから、新たに計画目標年次を10年間延伸し、令和13年度末とし、土地利用計画、都市計画、総

合計画等の上位計画との整合性を図り、既計画区域の現状、下水道事業の将来的な観点から計画区域の見直しを行うものであります。また、新たな将来人口の推計に基づき計画人口の見直しをするものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案。

余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

余市町公共下水道設置条例（昭和56年余市町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「743ヘクタール」を「668.6ヘクタール」に改め、同条第2号中「1万6,500人」を「1万2,830人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第6号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長（阿部弘亨君） ただいま上程されました議案第6号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての提案理由をご説明申し上げます。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいたところでございます。当該計画を変更する場合には、特別措置法第8条第10項の規定に基づき当該自治体議会の議決を経た上で、主務大臣に計画を提出することとされており、当該計画に登載され

た事業につきましては過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。このたびの変更につきましては、本年度より第5次の新たな総合計画となっていることから、第5次総合計画の文言に修正し、整合性を図るとともに、本年度以降において実施する事業について新たに計画に追加いたしたく、余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご提案を申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更する。

1 基本的な事項の（4）地域の持続的発展の基本方針中「第4次」を「第5次」に改め、①から③までを次のように改める。

①メインテーマ

「未来に向けて住みやすいまちをつくる」

町民との協働により一人ひとりがともに力を合わせ、子や孫の世代にこの素晴らしい余市町を引き継ぎ、すべての人が安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを進める。

②3つの指針

ア 「次世代の可能性を引き出す」

未来への投資として、人づくりを通じ、子どもや若者といった次世代の可能性を引き出すまちづくりを進める。

イ 「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」

選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進める。

ウ 「激動する社会に対応する」

これまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の（1）現況と問題点の②交通確保対策中「公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、町民の重要な移動手段である路線バスと鉄道の維持・充実が大きな課題である。」を「公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離を踏まえ、バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築が必要である。」に改め、（2）その対策の力を次のように改める。

カ 路線バスをはじめとする交通手段の維持・充実に向け、関係機関への要望を行うとともに、町内及び広域での公共交通のあり方について、検討を進める。

6 生活環境の整備の（3）計画の表の5 生活環境の整備の部（3）廃棄物処理施設の款ごみ処理施設の項に次のように加える。

事業内容、一般廃棄物最終処分場設備更新事業、事業主体、余市町。

以上、上程されました議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として計画に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第7号 令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第7号 令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび令和3年度余市町水道事業会計の決算におきまして当年度純利益が生じたことから、余市町水道事業の剰余金の処分等に関する規定に定めた基準に基づき、その一部を処分し、減債積立金へ積み立て、残余を繰越利益剰余金として繰り越したく、ご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余

金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

記。

令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金9,540万2,228円のうち189万2,000円を減債積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、議案第8号 調停申立てについて、日程第7、議案第9号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第3号）の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第8号 調停申立てについて、提案理由をご説明申し上げます。

余市町営斎場建替事業建設工事において、令和5年5月20日に地滑りが発生したため工事を中断したところでございます。その後地滑りの発生原因について株式会社久米設計と協議を行ってまいりましたが、双方の見解に相違があることから、本町といたしましては顧問弁護士と相談をし、その結果株式会社久米設計を相手方として調停の申立てをすべく地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 調停申立てについて。

調停を次のとおり申立てするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月28日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。調停申立てについて。

調停を次のとおり申し立てる。

記。

1、相手方の住所及び氏名、札幌市中央区北3条西4丁目1番地1、株式会社久米設計札幌支社支社長、佐々木真司。

2、申立ての趣旨、令和元年5月20日、余市町営斎場建替事業建設工事中に切土工により地すべりが発生し工事が中断した。

工事の中断に伴い、事故の発生原因について相手方の設計会社と協議を行ったところではあるが、見解に相違があり、町として顧問弁護士に相談の結果、相手方に対し調停を申し立てる。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 続きまして、一括上程されました議案第9号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、議案第8号にてご提案申し上げております調停申立てについてに係る費用につきまして委任弁護士委託料を歳出予算計上させていただき、歳入につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図った次第でございます。

なお、このたびの調停につきましては、年度内に解決に至らない可能性もあることから、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,078万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月28日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、補正額288万9,000円、12節委託料288万9,000円につきましては、調停申立てに係る本町の代理人として委任する弁護士への委任弁護士委託料の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページの上段をご覧ください。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額288万9,000円、1節繰越金288万9,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

次に、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。中段でございます。第2表、債務負担行為補正につきましては、今回の調停申立ては年度内に解決し、事件終了に至らない可能性があることから、地方自治法第214条に基づく債務負担行為の追加補正を行うものでございます。1、追加、事項、調停申立てに係る委任弁護士委託料、期間、令和4年度から事件終了年度まで、限度額、廃止前の旧札幌弁護士会報酬規定による額を限度とする。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） いま一つ余市町の立ち位置が分からなかったのが、質疑するのですけれども、まず1つ目として、当事者同士で話し合っていたのだけれども、双方に見解の相違があるのだと。では、それは何なのか。

そして、当事者同士で話し合いがつかなくなったから、弁護士立てて、調停を申し込むという流れにしようというので今回の話と。それは分かるのだけれども、ではそこで納得のいく話し合いにまとまらなかった場合どうするのかと。そこまで見据えた上で今回調停の申入れという形でこの提案をしてきているのか。

だから、最初に申し上げたけれども、立ち位置がよくまだ今段階では見えてこないということで、お答えください。

○環境対策課長（大森直也君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、見解の相違とは何かというご質問でございます。見解の相違につきましては、町として地滑りの原因について設計に瑕疵があるという見解に対して相手方と相違する点がございまして、その見解の相違について法的機関で協議をしたいと考えてございます。

次に、納得いく話し合いにならない場合についてのご質問でございます。協議の中で相手方としても法廷の場で争うつもりがなく、話し合いの場で解決したいということで、町の考え方も一致しております。納得いかない話し合いになった場合につきましては、調停という話し合いの場から提訴という形を取るということになるということで顧問弁護士のほうから相談して、意見をいただいております。

○14番（大物 翔君） 一般的な係争のケースでいいますと、例えば当事者同士で話し合ったけれども、話がつかなくて、弁護士さん挟んでやったけれども、それでも駄目だと。納得いかぬと。では、白黒つけましようかとなるのが穏便な流れだと思うのです。少なくとも余市町としては地滑りの原因については設計上の問題であるという立場を取るわけですね。ただ、相手方はそうではないという主張をこれまでしてきたのだろうと。話し合いがつかなくなってしまったという。その上で、ではお互いに第三者入れて話しましょうかという

話で今回のご提案なのは分かるのだけれども、それで結局この話というのは住民の財産に関わる問題なものだから、おかしいものはおかしいというふうに余市町は言い続けなければならないわけではないですか。立場上泣き寝入りは許されないわけではないですか。だから、これ事と次第によってはそんな落としどころでは駄目だよというふうになって、結局最終段階までいってしまうのではないかなと思うのです。調停の段階で満額回答来ればそれでいいのだけれども、だからそうしていかないと結局町民に示しつかなくなっていってしまう問題だと思うのです。それで、どこまでを考えているのかというのをあえて伺っておるわけなのですが、どうでしょう。

○民生部長（篠原道憲君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

ただいま課長のほうからもご説明、答弁をさせていただいた部分がございますが、今後進められるお話合いの内容に関係してくる場面がございますので、具体的なことは差し控えさせていただきたいと思いますが、現時点におきましては先ほど課長の答弁があったようなお互いの認識に相違があるというような状況がございます。そういったことで相手方も話合いの姿勢を見せているような状況がございますので、そういった部分で第三者の法的機関に判断をいただきながら今後進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第8号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 調停申立てについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第10号 余市町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました。

た議案第10号 余市町副町長の選任につき同意を  
求めることについて、提案理由のご説明を申し上げ  
ます。

本町の副町長でございます細山俊樹氏が令和4  
年9月30日付をもちまして辞職されることから、  
余市町副町長の選任につきまして地方自治法第  
162条の規定に基づき、本定例会において選任同意  
を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方自治法第162条には、副町  
長は普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこ  
れを選任するということになってございますので、  
今回議員各位のお手元に配付してございます  
余市郡余市町大川町15丁目14番地4、渡邊郁尚氏  
を余市町副町長として議会のご同意を賜りたくご  
提案申し上げる次第でございます。

渡邊郁尚氏の略歴等について申し上げます。現  
住所につきましては、余市郡余市町大川町15丁目  
14番4で、生年月日は昭和38年11月23生まれ、  
現在58歳でございます。職歴といたしましては、  
昭和60年4月、余市町役場に奉職し、平成9年4  
月、建設水道部水道課浄水係長、平成11年4月、  
建設水道部水道課工務係長、平成12年10月、建設  
水道部水道課計画係長、平成26年4月、建設水道  
部水道課主任技師兼ねて計画係長、平成28年4月、  
建設水道部水道課長、平成31年4月、経済部長を  
歴任され、令和4年9月30日に余市町役場を退職  
する予定でございます。

以上、職歴等申し上げますが、渡邊郁尚氏が  
余市町副町長として最も適任であると判断いたし  
ましたので、ここにご提案申し上げます次第でござ  
います。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第10号 余市町副町長の選任につき同意を  
求めることについて。

余市町副町長に次の者を選任いたしたいので、  
地方自治法第162条の規定により議会の同意を求  
める。

令和4年9月28日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡  
余市町大川町15丁目14番地4。氏名、渡邊郁尚。  
生年月日、昭和38年11月23日生まれ。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、  
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い  
申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わり  
ました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議  
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省  
略いたしたいと思っております。これにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を  
省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町副町長の選任につ  
き同意を求めることについては、原案のとおり同  
意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

---

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第9、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第10、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、日程第11、意見案第2号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める要望意見書の以上2件を一括

議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第10ないし日程第11を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第12、意見案第3号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第13、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま

した。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第14、意見案第5号 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第5号 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第15、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

---

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時20分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           6番    庄            巖    龍

余市町議会議員           7番    山    本    正    行

余市町議会議員           9番    岸    本    好    且